

令和 3 年 5 月 2 0 日

職 員 各 位

総 務 課 長

新型コロナウイルス感染症予防の徹底について

5 月に入り当市で新型コロナウイルス感染症患者が、これまでにないペースで確認されているほか、近隣市では市役所職員が感染するケースも発生しています。

毎日の検温を徹底するほか、外出の際は密を避ける、マスクの着用や消毒、帰宅後の手洗いなど引き続き感染予防を徹底するとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が適用された他都道府県との往来は控えるなど慎重な判断をお願いします。

感染拡大防止のため職員（会計年度任用職員等を含む。）は、あらためて下記のとおり感染症予防を徹底してください。

1 毎朝の検温など体調管理を徹底する

- ・自らの体調管理を行い、毎朝の検温、庁舎玄関での体温測定など、健康チェックを徹底すること。
- ・発熱の症状があるなど、体調がすぐれない場合は出勤せず、かかりつけ医などへ電話で相談し適切な対応を行うこと。
- ・同居の家族に発熱など感染が疑われる症状がみられる場合は出勤せず、新潟県新型コロナ受診・相談センター（電話 025-256-8275 24 時間対応）や上越保健所へ相談し、適切な対応を行うこと。

2 マスク、手洗い、手指消毒、密を避けた行動で感染予防を徹底する

- ・勤務中は、常にマスクを着用し、手洗いの実施、咳エチケットを徹底すること。
※特に、市民等への訪問、窓口での対応時は、注意すること。
- ・電話機やコピー機など、他の職員と共用するものを使用する際は、マスク着用、手指消毒を徹底すること。
- ・会議などで職員や市民等が集まる場合は、事前に手指消毒を徹底すること。
（消毒液が必要な場合は、総務課と協議すること）

3 こまめに庁舎内の消毒、換気を行う

- ・毎日の清掃、カウンターや共有スペースの消毒など、庁舎内の衛生管理を徹底すること。
- ・特に来庁者との打ち合わせ後は、椅子やテーブル等のアルコール消毒を必ず行うこと。
- ・会議室を使用した場合は、机やイス、ドアノブの消毒を行うこと。
（総務課に消毒セットを用意しているので利用すること）
- ・1 時間に 1 回は、室内の換気を行うこと。（本庁舎は、総務課で対応）

4 県外への出張は慎重に判断する

- ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が適用された他都道府県との往来は控えること。
- ・県外への出張や訪問は、可能な限りオンライン等の活用を図ること。
- ・やむを得ず県外へ出張する際は、総務課長へ所定の様式により申し出ること。
- ・出張時の行動記録と帰庁後の健康チェックを徹底すること。
- ・県内の出張についても感染が拡大している地区は、県外への出張に準じた対応とすること。

5 食事の時に注意する

- ・食事の前など、適切なタイミングで手洗いやアルコール消毒を行うこと。
- ・職場における昼食時は、黙食とすること。
※昼食は、事前に空いている会議室やコラボホールを確認し、分散して食事することも可とする
- ・家族の中に発熱等の症状のある方がいる場合は、なるべく食事を別々にすること。

6 会食や飲み会での感染拡大リスクを軽減する

- ・個人単位での会食や飲み会は、参加者をしぼる、短時間とする、定員の50%以下とする、お酌はしないなど感染防止対策を徹底すること。
- ・課単位の行事等を行う場合は、前述のほか万が一、感染者が発生した場合にリスク分散を図るため、半数以下で開催するとともに、一般客と交わらない利用とすること。
- ・会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
- ・感染の拡大がみられる地域での飲食を伴う会食は、禁止とする。
- ・感染の拡大がみられる地域から訪れた人との飲酒を伴う会食は、原則禁止とする。

7 新しい生活様式の実践を徹底する

- ・移動や旅行の際は、「新しい旅のエチケット」などを参考に感染リスクを避けた行動をすること。
- ・会食や飲み会など感染リスクの高い場面に参加したときは、参加者を記録しておくこと。
- ・家庭内においても室内の「換気」と「湿度」の適切な管理を行うこと。
- ・接触確認アプリ(COCoA)やLINE公式アカウント(新潟県新型コロナお知らせシステム)を積極的に利用すること。
- ・「密集・密接・密閉」を避けた行動をすること。
- ・外出や会話は、症状がなくても必ずマスクを着用すること。
- ・毎日、体温測定などの健康チェックを行い、発熱等の症状がある場合は自宅療養とすること。
- ・新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ等は絶対に行わないこと。